平成２２年（フ）第２２５７号
愛知県北設楽郡豊根村富山字瀬戸14番地１
漆島住宅２号
破産者　中山くみ子
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２１１号
大阪府豊中市庄内幸町４－１－16、開始決定時の住所大阪府池田市住吉１丁目２番12号
破産者　石本　祐司
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２６２号
大阪府池田市渋谷２丁目２番５－Ａ号
破産者　山本　政信
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４９０号
大阪府三島郡島本町青葉３丁目１番５号201
破産者　神崎　寛之
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１８号
堺市北区百舌鳥赤畑町２丁104－１　シュライク96－805号室、住民票上の住所堺市北区中百舌鳥町６丁991番地２
破産者　森　ムツ子
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７８０号
大阪府松原市別所５丁目18番24号
破産者　津村喜代子
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８２７号
堺市美原区太井568番地４
破産者　甫足電気商会こと　甫足　生雄
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９２６号
大阪府富田林市西板持町２丁目１番５－201号
破産者　小林塗装こと　小林　弘和
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９５２号
神戸市兵庫区菊水町10丁目39番地の11夢野団地１－1403号、従前の住所神戸市兵庫区小山町７番７号
破産者　魚八商店こと　吉村　勝彦
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１１号
兵庫県西宮市山口町上山口２丁目17番27号、開始決定時の住所兵庫県西宮市山口町上山口３丁目13番13号
破産者　平田　君子
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４７５号
神戸市北区鹿の子台北町１丁目13番11号、開始決定時の住所兵庫県西宮市山口町上山口３丁目15番21号
破産者　松田　　真
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７１０号
兵庫県尼崎市西大物町４番15号
破産者　市原　久男
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５０号
兵庫県相生市山手２丁目296番地カメリア山手２－Ｅ、開始決定時の住所兵庫県相生市緑ヶ丘２丁目18番41号
破産者　五十嵐廣美
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２１号
岡山県津山市河辺862－１　ハーモニー河辺Ａ－101号、住民票上の住所岡山県勝田郡勝央町黒坂37番地３
破産者　有國　隆三
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第３８号
岡山県津山市東一宮55番地10
破産者　有國　昌男
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第３４９号
鹿児島県鹿児島市清和１丁目２番22号
破産者　林　　純子
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係